

業務委託契約書（案）

委託業務名称	浦添市「ポストコロナ対応デジタルシティ基盤」構築業務委託
履行期間	契約締結日の翌日から令和3年（2021年）3月31日（金）まで
業務委託料	¥ — （うち消費税及び地方消費税の額¥ —）
契約保証金	浦添市契約規則第6条に基づく

頭書業務の委託について、発注者を浦添市長 松本 哲治とし、受託者を〇〇〇〇とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

- 第1条 受託者は、頭書記載の業務委託契約に関し、この各条項に定めるもののほか、別紙の浦添市「ポストコロナ対応デジタルシティ基盤」構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び浦添市契約規則（昭和55年1月30日規則第4号）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 契約書、仕様書等に明記されていない事項があるときは、発注者と受託者が協議して定めるものとする。

（委託業務工程表及び管理技術者等）

- 第2条 受託者は、この契約後7日以内に仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出して承認を受けなければならない。
- 2 受託者は、管理技術者を定め、その旨を業務工程表の提出の際に発注者に提出しなければならない。また、発注者は、受託者の管理技術が業務の実施に著しく不相当と認めるときは、受託者に対し、その理由を明示してその交替を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

- 第4条 受託者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務内容の変更等）

第5条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第6条 業務の遂行にあたり発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受託者が協議して書面をもって定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第7条 受託者は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日までに、発注者に対して業務完了届及び業務実績報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項に業務完了届及び業務実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品の検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

6 業務委託料は、受託者の報告をもって減額確定することができるものとする。

(違約金)

第8条 受託者の責に帰する事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、発注者は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約金額に対して、当該契約期限の翌日から履行が終わった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した金額とする。

(支払い)

第9条 受注者は、受託者が第7条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査に合格したときは、委託料の額を確定し受託者に対して書面をもって通知するものとする。

2 受託者は、前項の通知を受けたときは、受注者に対して委託料の支払い請求を行うことができる。

3 発注者は、前項の定めにより受託者の提出する適法な請求を受領したときは、その日から30日以内に支払いをしなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において発注者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受託者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(委託業務内容の瑕疵)

第12条 受託者は、第7条第5項の成果品の引渡しの日から起算して1年以内に、受託者の責に帰すべき事由による隠れた瑕疵を発見したときは、成果品の瑕疵を、発注者の請求によりただちに修補しなければならない。

2 発注者は前項の瑕疵の修補に代え、受託者に対し損害賠償の請求をすることができる。

(著作権及び版權)

第13条 本契約の仕様書に基づき作成した報告書等の著作権及び版權は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び版權を除き、発注者に帰属する。

(委託業務の調査等)

第14条 発注者は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(遵守義務)

第15条 受託者は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

2 受託者は、浦添市個人情報保護条例（平成11年条例第15号）第41条第1項の「実施機関の所掌する事務の処理の委託を受けた者」として、同条例に規定する義務を有するものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受託者が誠意をもって協議してこれを定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者の記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本哲治 印

受託者